

「ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度」申請要領

1. 制度の概要

本制度は、LGBTQをはじめとする性的マイノリティなどの性の多様性を認め合いながら、性的マイノリティが直面している課題等の解消のため取り組んでいる企業等※1を福岡市が登録し、応援する制度です。

※1 営利企業や公益法人、特定非営利活動法人、個人商店、医療機関等をさします。

2. 対象企業等

次のすべての項目に該当する企業等を対象とします。

- (1) 福岡市内に事業所があること。
- (2) 性的マイノリティに対して理解があり、支援又は配慮などの取り組みを行っていること。
- (3) 福岡市税を滞納していないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又は暴力関係者でないこと。
- (5) 過去3年間に、本制度の主旨を著しく逸脱するような社会的不正行為や、虚偽の申告その他不正な手段により登録申請をおこなっていないこと。
- (6) 特定の個人や団体の政治活動または宗教活動を著しく助長するおそれがないこと。
- (7) その他、公序良俗に反する行為または重大な法令違反がないこと。

3. 登録要件

企業等または事業所単位で登録申請ができます。

登録申請単位の従業員等の数により、満たす要件数が異なります。

	各分野の要件数		備考
従業員等※2 10名以上の 企業等	1. 働きやすい職場づくり	4	要件1、2は必ず満たす必要があります。
	2. 顧客に配慮した接遇	3	要件8は必ず満たす必要があります。
	3. 社会への貢献	1	
従業員等※2 10名以上の 企業等	1. 働きやすい職場づくり	2	
	2. 顧客に配慮した接遇	2	
	3. 社会への貢献	1	

※2 労働基準法第89条第1項に定める労働者数

4. 申請方法

申請は、福岡市ホームページ（メール）又は郵送で受け付けます。

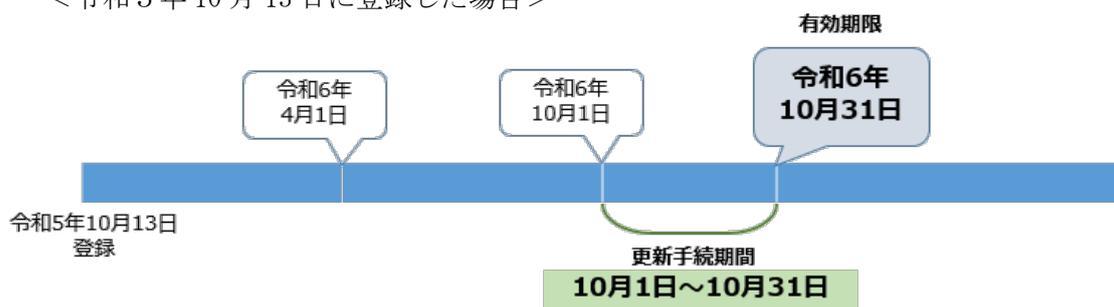
- 申請に必要な書類 申請書（様式第1号）及び登録チェックシート（様式第2号）
- 受付期間 随時受け付けています。

5. 有効期限

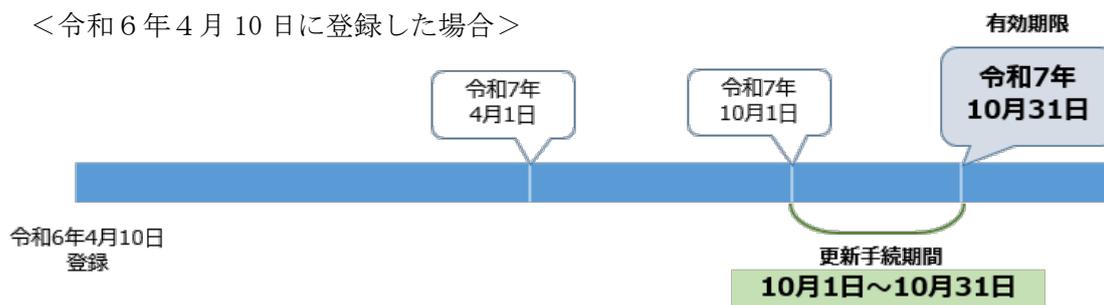
登録日の翌年度の10月31日までです。

引き続き登録するには、更新手続きが必要です。更新手続きは登録日の翌年度10月1日から手続きができます。

<令和5年10月13日に登録した場合>



<令和6年4月10日に登録した場合>



6. 登録企業等への支援

- (1) 「ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録証」を交付します。
- (2) 専用ロゴマーク(データ)をパンフレットやチラシ等企业等のPRに活用できます。
- (3) 福岡市ホームページで、企業等の名称や取組みなどを紹介します。

7. 変更・取消

- (1) 登録申請書に変更があった場合や、要件を満たさなくなった場合は、登録事項(変更・辞退)届(様式第3号)を提出してください。
- (2) 登録の要件を満たさないことが明らかになった場合、または登録企業等として適当でないと認めるときは、登録を取り消すことがあります。

8. その他

申請した企業や登録された企業等に対し、申請内容について調査・確認を行う場合があります。

9. ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度 Q&A

(1) なぜ従業員等が10名以上と未満で分かれていますか。

従業員等10名以上の職場は、就労規則を設けているなど、それぞれの企業等の規模に応じて、配慮できることが異なります。可能な範囲で取組みを進めていただくことを期待しています。

(2) 福岡市内に本社がなく、支社(事業所)のみがある場合でも申請できますか。

支社(事業所)単位で申請することができます。ただし、本社や福岡市外にある支社(事業所)は申請できません。

- (3) **福岡市内に本社も支社（事業所）もある場合、本社から申請すべきですか。支社（事業所）が申請してもいいのですか。**

本社が申請しても、支社（事業所）が申請しても、どちらでも構いません。双方が申請することもできます。ただし、福岡市外にある支社（事業所）は申請できません。

- (4) **配偶者がいる従業員と同様の社内制度とは、具体的にどのようなものがありますか。**

結婚休暇や介護休暇、社宅等への入居などを設けている企業等があります。

- (5) **福岡市内で個人営業の店をやっています。従業員への研修要件はどうすればいいですか。**

書籍やインターネット、講演会に参加するなど、性的マイノリティについて理解を深めるなどしていただければ要件を満たします。

- (6) **「就業時の服装について配慮する」とありますが、具体的に何をすればよいですか。**

男女別ではなく共有の制服にする、自由な服装を設定する、性自認に基づいた服装について周囲の従業員の理解を促す、などがあります。

- (7) **トイレや更衣室などの配慮とはどうすればよいですか。**

例えばバリアフリートイレがある場合、「どなたでも利用できます」と掲示したり、複数トイレがある場合、一部のトイレにレインボーカラーのマークを掲示するなどが考えられます。（ただし、レインボーカラーがあることで、かえって使用しにくいという意見もありますので、ご注意ください）

- (8) **性的マイノリティ当事者が利用しやすい環境とはどういったものがありますか。**

当事者の方からは、「店内や店先にレインボーカラーのフラッグやステッカーが貼ってあると『このお店は性的マイノリティにフレンドリーなお店』ということで、入店しやすいし、利用しやすい」といったお声があります。

- (9) **店内に、啓発冊子やポスターを置きたいのですが、市が作っているものでもよいですか？**

はい。必要があれば、福岡市より啓発冊子「LGBT基礎知識」などをお送りしますので、下記までご連絡ください。

- (10) **これまでは取組みをしてこなかったのですが、これから取り組む予定です。登録申請できますか？**

申請できます。申請から1年以内に登録要件数を満たせるよう取組みをすすめてください。

福岡市は、ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度をはじめ、様々な性的マイノリティ支援事業を行っています。お気軽にお問い合わせください。

—— お問い合わせ・申請先 ——

福岡市 市民局 人権部 人権推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話番号：092-711-4338 FAX 番号：092-733-5863

E-mail：jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp